

あいち技能五輪・アビリンピック推進協議会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、あいち技能五輪・アビリンピック推進協議会（以下「推進協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 推進協議会は、第57回技能五輪全国大会、第39回全国アビリンピック、第58回技能五輪全国大会及び第40回全国アビリンピック（以下「大会」という。）を開催するために必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 推進協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 大会の開催に必要な計画の策定に関すること。
- (2) 競技及び式典に関すること。
- (3) 宿泊、輸送・交通及び警備に関すること。
- (4) 併催行事及びプレイベントに関すること。
- (5) 広報に関すること。
- (6) 選手の育成・強化に関すること。
- (7) その他大会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 組織

(構成)

第4条 推進協議会の会員は、その設立趣旨に賛同する団体、機関等をもって構成する。

(役員)

第5条 推進協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副 会 長 5名
 - (3) 常任委員 30名以内
 - (4) 監 事 2名
- 2 会長は、愛知県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、愛知県職業能力開発協会会長、公益社団法人愛知県技能士会連合会会長、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長、愛知県副知事及び名古屋市副市長をもって充てる。
- 4 常任委員及び監事は、会員のうちから会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、会長及び副会長を補佐する。
- 4 監事は、推進協議会の財務を監査する。

(任期)

第7条 役員の仕事は、第19条の規定により、推進協議会が解散することとなる日までとする。ただし、役員が就任時の団体又は機関等の役職を離れたときは、その役員は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、役員に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて、補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により、役員の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問)

第8条 推進協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。
- 4 前条の規定は、顧問について準用する。

第3章 会議

(会議)

第9条 推進協議会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 幹事会
- (3) 専門委員会

(総会)

第10条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関すること。
 - (3) 予算の決定及び決算の承認に関すること。
 - (4) 幹事会への委任に関すること。

- (5) その他推進協議会の事業及び運営に係る重要な事項に関すること。
- 4 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。
 - 5 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 6 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、代理人に表決を委任することができる。この場合、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。
 - 7 会長が必要と認める場合、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。
 - 8 会長は、必要があるときは、会員以外の者に総会への出席を求めることができる。

(幹事会)

- 第 11 条 幹事会は、会長が委嘱した幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 2 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。
 - 3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。
 - 4 幹事会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (3) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託事項に関すること。
 - (4) 総会を招集するいとまのない緊急事項に関すること。
 - (5) その他会長が必要と認めた事項に関すること。
 - 5 第 7 条の規定は、幹事長、副幹事長及び幹事の任期について準用する。
 - 6 前条第 4 項、第 5 項、第 6 項、第 7 項及び第 8 項の規定は、幹事会について準用する。

(専門委員会)

- 第 12 条 専門委員会は、幹事長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、幹事会から付託された事項について調査審議し、その結果を幹事会に報告する。
 - 3 第 7 条の規定は、専門委員の任期について準用する。
 - 4 前各項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

第 4 章 専決処分

(会長の専決処分)

- 第 13 条 会長は、総会を招集するいとまがないとき、又は総会の権限に属する事項で簡易なものについては、総会で議決すべき事項について専決処分することができる。

できる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。ただし、簡易なものについては、この限りでない。

(幹事長の専決処分)

第 14 条 幹事長は、幹事会を招集するいとまがないとき、又は幹事会の権限に属する事項で簡易なものについては、幹事会で議決すべき事項について専決処分することができる。

- 2 幹事長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の幹事会において報告し、その承認を得なければならない。ただし、簡易なものについては、この限りでない。

第 5 章 事務局

(事務局)

第 15 条 推進協議会の事務を処理するため、愛知県産業労働部労政局内にあいち技能五輪・アビリンピック推進協議会事務局（以下「事務局」という。）を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 6 章 会計

(経費)

第 16 条 推進協議会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

- 2 推進協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(予算及び決算)

第 17 条 推進協議会の予算は、総会の議決により定め、決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長がやむを得ず必要と認めるときには、第 13 条の規定に基づき、総会による予算の議決前に収入支出することができるものとする。この場合の収入支出は、収支予算案に含めるものとする。

(会計年度)

第 18 条 推進協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 解散

(解散)

第 19 条 推進協議会は、第 2 条に規定する目的が達成されたときに、総会の議決

により解散する。

2 推進協議会が解散するときに存する残余財産については、解散時に協議する。

第8章 補則

(補則)

第20条 この会則に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成29年5月24日から施行する。

2 推進協議会の平成29年度における会計年度は、第18条の規定にかかわらず、設立の日から平成30年3月31日までとする。

3 この会則は、平成30年4月17日から施行する。